

国際関連情報 Report from IFRS-IC

IFRS-IC 会議(2020 年 9 月)出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ごろう
 熊谷 五郎

I. はじめに

2020 年 9 月 15 日、IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。) 会議が開催された。2020 年の IFRS-IC 会議は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ビデオ会議の形式での開催が続いている¹。

本稿では、2020 年 9 月会議において、筆者がコメントした議案につき報告する。会議全体の要約及びアジェンダ決定等については、IFRIC Update September 2020 をご参照いただきたい²。

なお、9 月の会議には、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions、以下「IOSCO」という。) を代表して、Committee 1 議長^{まこと}の園田 周・金融庁総合政策局総務課国際証券規制調整官兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長が発言権のあるオブザーバーとして出席した。

II. 2020 年 9 月 IC 会議の概要

2020 年 9 月会議の議題

2020 年 9 月開催の IC 会議は、実質的に 2 本 (AP4: 仕掛中の案件を除く。) の議題について審議した。以下 AP 番号とは、討議資料 (Agenda Paper) の番号のことである。また本稿で報告する順番は、「IFRIC Update September 2020」に基づく。内訳は、アジェンダ決定案に関する検討 1 件、その他の案件 2 件であった。

1. 暫定的アジェンダ決定案に関する検討 (1 件)
 - AP2: 単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック (IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 16 号「リース」)
2. その他の案件 (2 件)
 - AP3: 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS 第 12 号「法人所得税」の修正)
 - AP4: 仕掛り中の案件

1 IFRS-IC 会議は、年 6 回開催される。例年 4 回がロンドンでの対面会議、2 回がビデオ会議形式で開催されるが、今年は 12 月開催予定分も含めて、すべてビデオ会議形式で開催される。

2 IFRS-IC 会議の議事要約「IFRIC Update」の企業会計基準委員会 (ASBJ) による日本語訳は以下のリンクから閲覧可能。
<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html>

Ⅲ. 9月IC会議における筆者の発言等

実質的な審議事項であった、AP2、AP3のうち、筆者はAP2についてのみコメントした。以下では、AP2に関する要望書の概要、スタッフの分析と提案、筆者の発言について報告する。

AP2：単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（IFRS第10号「連結財務諸表」及びIFRS第16号「リース」）

我が国では見られない取引であるが、国・地域によっては、税務上のメリット等の理由によって、不動産等の資産を売却する際に、直接、資産を売却せず、当該資産のみを保有する特別目的事業体（SPV）を子会社として設立し、当該の株式を売却することがある。このような形で子会社を設立すること、又はその子会社のことをコーポレート・ラッパー（corporate wrapper）という。

IFRS-ICに寄せられた要望書では、企業が、不動産のみを保有する子会社（SPV）株式を、第三者に売却し、その後、当該第三者から建物をリースバックするという取引について、IFRS第16号「リース」のセール・アンド・リースバックに関する要求事項を適用するか否か、また売却益の算定方法について、IFRS-ICの見解を求めていた。

それに対する、国際会計基準審議会（IASB）スタッフの分析・結論は、

- まずIFRS第10号「連結財務諸表」の規定を適用して、子会社の支配の喪失について会計処理する。
- その後に、セール・アンド・リースバック取引における使用権資産の当初測定に関する規定である、IFRS第16号第100項を適用し、企業（子会社株式の売手であると同時に、建

物の借手）は、買手である貸手に移転された権利に係る利得又は損失の金額のみを認識する。

- また、利得・損失の金額の認識に関しては、IFRS第16号第100項(a)の「資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持した使用権に係る部分」を適用して、リースバックから生じた使用権資産を測定し、利得・損失額認識にあたってのインプットとする。

というものであった。

筆者もこのIASBスタッフの分析と結論について、基本的に同意したが、IASBスタッフによって示された暫定的アジェンダ決定案の文言では、財務諸表利用者にとって分かりづらいので、教育文書を提供できないかという主旨の発言をした。以下が、筆者の発言である。

「この要望書に記載された特定の設例については、IASBスタッフの分析と基準設定アジェンダに追加しない、という提案を支持したい。しかし、まずIFRS第10号を適用して、その次にIFRS第16号を適用するという2段階アプローチは分かりづらい。

1つの資産（不動産）しか保有していない子会社（単一資産企業 Corporate Wrapper）に対する資本持分を売却して、連結対象から外し、その後当該資産をリースバックする取引と、子会社の保有する不動産を売却してリースバックする取引の経済実態は、財務諸表利用者の立場からは、全く同じものに思える。

後者の取引では、不動産の取引についてはIFRS第15号が適用され、その後にリースバックについてはIFRS第16号が適用される。しかし、そこに単一資産企業が関わると、まずIFRS第10号が適用され子会社に対する支配の喪失に関する会計処理を行い、その後IFRS第16号が適用される。

どちらの処理を行っても結果は同じになるという説明だが、このような会計処理は、『形式

より実質を優先する (substance over form)』という、実質優先主義の原則を反するようにも見える。財務諸表利用者にとって分かりづらい会計処理なので、投資家向けに何らかの教育文書を提供することが望ましいと思う。」

筆者の意見以外にも、IASB スタッフの分析に示された2段階アプローチに基づくIFRS基準の適用方法については、適用の順番を説明する必要があるという意見や、利得の算定におけるIFRS第10号とIFRS第16号の関係が不明瞭であるとの指摘があった。また、子会社に対する持分の売却取引がIFRS第15号の収益取引に該当する可能性も指摘された。なお、暫定的アジェンダ決定当初案で用いられていた「コーポレート・ラッパー」という用語は、必ずしも一般的ではないので、用いるべきではないという意見もあった。

これらの意見、指摘を踏まえIFRS第10号、第16号の順番で適用する2段階アプローチはやめて、適用順序を明示的に要求しない、コーポレート・ラッパーという用語を修正するなど、暫定的アジェンダ決定当初案の文言の修正、明確化が図られることになった。教育文書の提供という筆者の提案は受け入れられなかったものの、十分な明確化が図られたと判断し、修正後のアジェンダ決定案に筆者も賛成票を投じた。

IV. おわりに

今年はこれまで5回の会議すべてがビデオ会議であったことから、開催期間も1日のみであった。仕掛中の案件に関する説明を除く実質審議事項も1月1件、3月4件、4月2件、6月4件、9月2件と3月、6月を除くと少なめであった。しかし、12月のIC会議は暫定的に以下の5件の審議事項がIASBスタッフより示唆されており、会議も12月1、2日と久しぶりに2日間の会議が予定されている。

1. キャッシュフロー会計のインフレヘッジへの適用 (IFRS第9号「金融商品」)
2. クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィグレーション/. カスタマイゼーション費用 (IAS第38号「無形資産」)
3. 勤務期間にわたる退職給付コストの配分 (IAS第19号「従業員給付」)
4. 2020年1月公表のIAS第1号の修正の適用について (短期負債・長期負債の分類)
5. サプライチェーン・ファイナンス (SCF) 契約に関する暫定的アジェンダ決定案に対するコメントレーターの検討

このように、会議の1か月以上前に審議事項が示されることはまれである。12月はアジェンダも多いので、討議資料APの配布を待つだけでなく、財務諸表利用者の立場でどのようなコメントができるか、しっかり準備して会議に臨みたいと考えている。